

## 学校給食費について

学校給食法では、人件費や施設設備費を設置者（横浜市）が負担し、その他の経費（食材費）を保護者が負担することとなっています。

昨年度から様々な食材の価格が上昇しており、このままでは栄養量など十分な給食を提供できなくなる恐れがあります。そのため、現在の学校給食の水準を維持するために、今年度中に給食費の値上げを行う必要があります(前回改定H10年11月 3,200円→3,700円)。

また、値上げについて保護者の理解を得るためには、給食費の未納問題に、より一層取り組みする必要があります。そこで、未納者に対する法的措置についても併せて実施します。

### I 給食費改定

- 食材費が上昇していることから、給食費を現在の月額3,700円から300円引き上げて、4,000円にします。
- 改定の時期は、平成21年1月とします。

- 20年度の食材購入費は、9月以降のさらなる価格上昇を勘案して8,301,218千円を見込んでいます。
- 給食費を改定しない場合、今年度の食材購入費は332,290千円の赤字になる見込です。
- この赤字額を可能な限り圧縮するため、できるだけ早い時期の給食費改定が望ましい一方、保護者への周知期間や学校・金融機関の事務手続きの期間も必要であることを考慮し、改定時期は、21年1月とします。
- 21年度はさらに4%程度の上昇を想定し、食材購入費は8,633,353千円になると見込んでいます。これを児童一人あたりに換算すると月額4,009円が必要となります。

### 参 考

◆改定しない場合					【単位:千円】		◆21年1月改定	
	18年度 決算	19年度 決算	20年度 見込	21年度 見込		20年度 見込	21年度 見込	
収 入	7,476,445	7,774,082	7,968,928	7,968,928	⇒	8,145,129	8,614,999	
支 出	7,476,415	7,791,068	8,301,218	8,633,353		8,301,218	8,633,353	
差 引	30	△16,986	△332,290	△664,425		△156,089	△18,354	
準備資金 残高 ※	566,516	566,516	234,226	△430,199		410,427	392,073	

※価格調整等準備資金：物価高騰時の給食物資購入代金等に充当することを目的とした積立金。過去の入札残金を財源としている。

#### 【試算の考え方】

- ・20年度支出：4～7月は実績、9月以降は当初予定額からさらに10%（パン、牛乳等年間契約分は除く）の上昇を見込む
- ・21年度支出：20年度の支出見込み額からさらに4%の上昇を見込む

## II 未納対策の強化

経済的困窮など正当な理由がないにもかかわらず、学校給食費を長期間支払わない、一定の条件に該当する未納者について、法的措置による徴収を実施します。

### 1 対象者について

- 教育長が定める条件に該当する未納者（詳細は、今後事務取扱要領の中で定める予定）
  - ・ 1年以上の未納がある場合
  - ・ 学校から電話や面談による督促を2回以上行っていること等

なお、対象件数は、約200件を見込んでいます。（H19年度未納状況調査から）

### 2 法的措置について

- 学校長から依頼のあった、対象となる未納者について、教育委員会から最終催告した上で、その催告に対して、なお、支払の意志を示さなかった未納者に対し、順次、簡易裁判所に民事訴訟法に基づく支払督促の申し立てを行っていきます。

## 参考

### ◆ 給食費の未納状況

単年度状況	未納者数	未納者率	未納額	未納額率
平成17年度末	1,327人	0.71%	32,495千円	0.43%
平成18年度末	1,480人	0.78%	28,996千円	0.37%
平成19年度末	1,437人	0.75%	30,563千円	0.39%

### ◆ 特に学校が問題と考える未納のケース

- ・ 兄弟（姉妹）揃って、未納状態で、保護者には何度も連絡したが応答しない。
- ・ 保護者は高級外国車に乗っているが、給食費は入学以来未納の状態である。
- ・ 副校長が督促をすると「しつこい」と威嚇して怒鳴る。あげく学校からの電話には一切出ないなど、副校長の精神的な負担が非常に大きい。

### ◆ 支払督促制度の内容

制度の概要	簡易裁判所に支払督促を申立てることにより、正式な裁判手続きをしなくても、判決などと同じように裁判所から債務者に対して金銭などの支払を命ずる督促状を送る制度。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 書類審査のみ（裁判所に出頭しなくてよい）。</li><li>・ 債権額に制限はない。</li><li>・ 早くて1か月程度で給与差押え等の強制執行手続きが可能となる。</li><li>・ 費用は督促額により異なるが、数千円程度。</li></ul>
流れ	支払督促申立→2週間→仮執行宣言申立→2週間→仮執行宣言→強制執行

※債務者が異議を申し立てた場合は、通常訴訟（裁判）へ移行する。